

【令和6年1月 18 日版】

## 地方公共団体におけるインボイス対応Q&A【未定稿】

- インボイス制度に係る一般的な疑問点については、国税庁 Q&A(平成 30 年6月)(令和5年 10 月改訂)もご確認ください。

([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm))

### I. 総論

#### Q1 インボイス制度の概要について教えてください。

- A. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは、令和元年 10 月 1 日から、消費税が標準税率 10% と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として令和5年 10 月1日から実施されることになった制度であり、適格請求書(インボイス)とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指します。

インボイスには、以下の記載事項が必要となります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

**なお、適格請求書という名称ではありませんが、請求書に限らず、必要な事項の記載があれば、例えば納入通知書や水道事業の検針票等をインボイスとすることができます。**

また、インボイスは、一の書類のみで全ての必要記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法等)で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項によりインボイスの必要記載事項を満たすことができ、様式を問わないため手書きやゴム印による記載も可能です。

インボイス制度においては、買手が仕入税額控除を受けるためには、売手から発行されたインボイスの保存が必要になります。したがって、**地方公共団体が事業者に対して売手となる場合も、地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である事業者は仕入税額控除を受けることができません。**

インボイスを発行できる者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けた者であり、税務署へ登録申請を行うことで適格請求書発行事業者の登録が受けられます。登録を受けた事業者には、買手の求めに応じてインボイスを交付する義務が発生し、また、交付したインボイスの写し又は提供したイ

ンボイスに係る電磁的記録の保存義務<sup>※</sup>が発生します。

※ 提供したインボイスに係る電磁的記録の保存に関する留意事項については、国税庁 Q&A の問 80、81 もご確認ください。

## Q2 「インボイスに対応する」とは何を指しているのですか。

- A. 各地方公共団体の会計における「(事業者としての)インボイス対応」とは、
- ① 適格請求書発行事業者の登録申請を行う(管轄の税務署長に対して申請)。
  - ② 従来の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等(必要記載事項については、[Q1]を参照してください。)を記載したインボイスを、買手である事業者に交付する(記載事項の追加のため、必要に応じて請求書様式の改正やシステム改修を行う)。
  - ③ 交付したインボイスの写しを約7年間<sup>※</sup>保存することを指します。(以下、このQ&Aにおいて「インボイス対応」とは上記を意味します。)

※ 「約7年間」とは、「その交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」を指します。

## Q3 地方公共団体がインボイスに対応していないことで、どのような問題が生じるのですか。

- A. 地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができません。この場合、当該事業者は仕入税額控除が出来なかった消費税を税務署に納めることとなり、**消費税の負担額が増加することとなります。**

## Q4 インボイス対応により、新たに消費税を納税する義務が発生することはありますか。

- A. 一般会計は消費税法上、売上と仕入の消費税額を同額とみなすこととされていることから、消費税の申告義務が免除されており(消費税法第60条第6項)、インボイス対応した後も同様の取扱いとなるため、消費税の申告義務は免除されることとなります。

また、課税事業者となっている特別会計については、既に消費税の申告義務があり、これはインボイス対応を行った後も変わりません。

他方、免税事業者となっている特別会計は、現在は消費税の申告義務がありませんが、インボイス対応を行うと課税事業者になるため、新たに消費税の申告義務が発生します。

つまり、現在、免税事業者となっている特別会計だけが、インボイス対応により、現在と課税関係が変わり、消費税の申告義務が新たに発生します(地方公共団体は、申告に当たって電子申告が義務化されている点に留意が必要です(消費税法第46条の2))。

なお、消費税の申告については、簡易課税制度<sup>※</sup>の適用を受けることができるほか、免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合に、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間においては、納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の2割とすることができる事務負担軽減の経過措置が設けられています。

※ 簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

## Q5 会計ごとに適格請求書発行事業者の登録申請が必要なのですか。

- A. 適格請求書発行事業者の登録は、地方公共団体の場合、一般会計、特別会計ごとに(複数の特別

会計がある場合は、それぞれの特別会計で)必要です。免税事業者であった特別会計が、適格請求書発行事業者となる場合には、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の提出も必要であることに留意が必要です。

なお、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら当該特別会計を設ける地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行うもの(いわゆる「みなし一般会計」)は、消費税法第60条第1項ただし書及び消費税法施行令第72条第1項の規定により、一般会計に係る業務として行う事業とみなすこととされているため、一般会計が登録を受ける場合であって、継続的にみなし一般会計に該当する特別会計は、登録申請を行う必要はありません。この場合、当該地方公共団体のみなし一般会計は、一般会計の登録番号を記載したインボイスを交付することとなります。

一方で、特別会計がみなし一般会計の適用を受けないこともある場合には、特別会計として適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、継続して、当該業務に係るインボイスの交付をできることとなります<sup>※</sup>。この場合のインボイスに記載する登録番号は、特別会計又は一般会計のいずれかの登録番号を記載することができます。

※ みなし一般会計の適用を受けない課税期間については、消費税の申告が必要となる点に留意が必要です。

(注) 新たに特別会計等を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなりますが、特別会計等の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられています。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、設置日以後速やかに登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があることに留意してください。

## Q6 インボイス対応が不要な取引とは何ですか。

A. 取引には、消費税が課税される「課税取引<sup>※1</sup>」のほか、消費税が課税されない「不課税取引」、「非課税取引」及び「免税取引」があり、インボイス対応が必要となるのは、地方公共団体が売手、事業者が買手となるBtoBの消費税課税取引です。一方、不課税取引、非課税取引及び免税取引や最終消費者が買手となるBtoCの取引ではインボイス対応は不要となります。

なお、買手にとってインボイスが不要となる経過措置として、一定規模以下の事業者<sup>※2</sup>が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくとも一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けることが可能となる経過措置が講じられています。ただし、この経過措置が適用可能な取引であっても、売手のインボイス交付義務が免除されるわけではありませんので、ご注意ください。

消費税の「課税取引」、「不課税取引」、「非課税取引」及び「免税取引」の考え方については、「消費税のあらまし」(令和5年6月、国税庁)をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

個別の取引が消費税の課税取引に該当するか否かについては、所轄の税務署にご相談ください。

※1 「課税取引」とは、**事業者(買手・借手)にとって消費税の課税仕入れに該当する取引**のことであり、地方公共団体(売手・貸手)が消費税の「①申告義務なし(一般会計)」なのか、「②免税事業者(小規模な特別会計で申告義務が免除されているもの)」なのか

、「③課税事業者(②以外の特別会計)」なのかを問いません。すなわち、一般会計で処理している公の施設の使用料や、庁舎・封筒等への広告掲載料等、多様な地方公共団体の収入が、事業者にとっての「課税仕入れ」に当たります。

※2 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者。

### Q7 担当会計は消費税の申告・納付を行っていないため、課税取引(相手方にとっての課税仕入れ)がないと判断してよいですか。

A. 「課税取引」とは、事業者(買手・借手)にとって消費税の課税仕入れに該当する取引のことであり、地方公共団体(売手・貸手)が消費税の申告・納付を行っているか否かを問いません。

したがって、インボイス制度実施後は、事業者との取引が課税取引である場合、売手である地方公共団体が消費税の申告・納付を行っているかにかかわらず、インボイス対応しないと、買手である課税事業者は仕入税額控除を行うことができません。

※ 従来の区分記載請求書等保存方式においては、担当会計が事業者に対して交付する請求書、納品書、領収書やレシート等に消費税が明記されていないと、当該請求書等に係る取引が事業者にとっての課税取引であれば、当該取引の料金等に消費税相当額が含まれていることとなり、課税事業者はその取引に係る消費税額を仕入税額控除することができましたが、インボイス制度では、買手が交付を受けた書類がインボイスでなければ仕入税額控除することができません。

### Q8 インボイスは全ての課税取引の相手方に交付する必要がありますか。

A. 適格請求書発行事業者の義務は、課税事業者からインボイスの交付を求められた場合に交付することですので、必ずしも全ての課税取引の相手方に交付する必要はありません。

なお、全ての課税売上げの相手方に一律に交付する方法でも差し支えありません。

### Q9 適用税率10%のものみのインボイスには、「8%対象 0円 消費税額 0円」等の記載は必要ですか。

A. 販売する商品やサービスが軽減税率対象とならないものみの場合、課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)の記載があれば、結果としてインボイスの必要記載事項である「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなりますので、「8%対象 0円 消費税額 0円」の記載は不要です。ただし、適用税率(10%)や消費税額等の記載は必要ですので、ご注意ください。

また、非課税取引や不課税取引については、インボイスの必要記載事項である「適用税率」として「0%対象 ○○円」等の記載を行う必要はありません。

### Q10 3連式の納付書をインボイスに対応させる際にどのようにすればよいですか。

A. 買手の手元に残る部分(お客様控え)は、買手である課税事業者が仕入税額控除をするために保存しなければならないため、この部分は少なくともインボイスの必要記載事項を満たす必要があります。

インボイスを発行した場合、売手はその写しを保存する義務がありますので、自治体控えの部分も保存するのであれば、当該部分もインボイスの必要記載事項を満たしている必要があります。一方で、自治体での保存は、別途電磁的記録等を行う場合には、当該部分までインボイスの必要記載事項を満たしている必要はありません。

また、金融機関控えについては、インボイスの必要記載事項を満たしている必要はありません。

### Q11 インボイスに公印の押印は必要ですか。

A. 必要ありません。

**Q12 インボイスの必要記載事項である「消費税額等」の計算方法に決まりはありますか。**

A. 消費税法において、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が規定されており、「税抜価額(又は税込価額)を税率ごとに区分して合計した金額」に対して 10%又は8%(税込の場合は10/110 又は8/108)を乗じて得た金額に対して端数処理を行って税額を算出することとなっています。

一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要がありますが、切上げ、切捨て、四捨五入等の端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

なお、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

**Q13 端数処理の方法(切上げ、切捨て等)を同一地方公共団体内で統一する必要はありますか。**

A. インボイスに記載すべき消費税額の端数処理の計算方法(四捨五入、切上げ、切捨て等)について特段の定めはありませんので、同一地方公共団体内の全収入(全取引)において、一つの端数処理の計算方法のみを用いる必要はなく、例えば、部署ごと、取引ごとに端数処理の方法を変更することも可能です。

なお、その場合には、取引先から見ると同じ地方公共団体から端数処理の方法が異なるインボイスを收受することとなり、誤認・混乱が生じるリスクもありますので、取引先との関係も踏まえご検討下さい。

**Q14 条例において、使用料の額を、「使用料原価に 100 分の 110 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計の額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。」と規定している場合、インボイスにはどのように記載すればよいですか。**

A. 第一に、インボイスに記載すべき「消費税額等」の算出方法は、[Q12]のとおりです。

条例により使用料の端数処理が定められている場合、そのインボイスに記載すべき使用料の対価の額は、その端数処理後の金額となります。そのため、端数処理後の使用料の対価の額に基づき消費税額等の記載も行うこととなります。交付する書類のイメージは、国税庁Q&Aの間 70 のほか以下の図もご参照ください。なお、ご質問の取引が不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う特定の事業に該当する場合、簡易インボイスでの対応も差し支えなく、適用税率の記載があれば税額の記載は不要となります。

(イメージ)

No	日付	明細	金額	消費税額等
1	10/1	会議室使用料	1,250 円	125 円
2	10/1	空調使用料	520 円	52 円
使用料総計(税込)				1,947 円
端数值引き				▲7 円
値引後総計				1,940 円
10%対象			税込 1,940 円	177 円

税込額算出のため、便宜上記載した消費税額等であり、インボイスの記載事項ではない。  
[Q33、国税庁 Q&A の問 66、67]参照。

インボイスの記載事項としての「消費税額等」

### Q15 分割払いや前払いのある取引は、どのようにインボイス対応すればよいですか。

A. 適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、課税事業者である相手方からの求めに応じてインボイスを交付する義務が課されていることから、原則として、分割払いや前払金の支払いを受ける際にはインボイスの交付を要しません。

他方、課税資産の譲渡等を行う前(分割払いや前払いを受ける時点)でも当該課税資産の譲渡等に係るインボイスを交付することは可能です。

ただし、その場合でも、あくまで一の取引であるので、分割払いされた金額等に基づきインボイスを交付することはできず、前払金等の受領時であっても、取引全体に係るインボイスを交付する必要があることに留意が必要です。

また、当初作成した契約書において、契約総額に係るインボイスの必要記載事項が全て記載されていれば、改めてインボイスを交付しなくとも、契約書をインボイスとすることも可能です。この前払い等に係るインボイスの対応については、国税庁 Q&A の問 39 をご参照ください。

### Q16 複数回の取引についてインボイスの再交付を求められた場合、複数回の取引をまとめて再交付しても構いませんか。

A. 既にインボイスを交付していれば、適格請求書発行事業者の義務は果たしていることとなりますが、再交付を妨げる規定はありませんので、再交付に応じるか否かは各地方公共団体の事務負担や事業者への配慮等を勘案の上、ご判断ください。

また、まとめてインボイスを再交付する場合には、以下のような点にご留意ください。

- インボイスの再交付を求められた場合、交付済のインボイスに係る課税資産の譲渡等に関する事項をまとめて一の書類に記載し、改めて交付(再発行)する場合、まとめて再交付した書類(まとめ書類)に記載された全ての課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額の合計額を基礎として消費税額等を再計算し、当該再計算した消費税額等が、当該まとめ書類におけるインボイスの記載事項としての消費税額等になります(必要事項である消費税額等の計算方法は[Q12]のとおり)。

そのため、まとめ書類に記載する消費税額等と、既発行の個々のインボイスに記載された消費税額等が異なり得ることとなります。一方で、売手が既に交付したインボイスの写しを保存し、再交付であることを明らかにしているなど、まとめ書類と既発行のインボイスの相互関連性が明確なものであれば、既に交付したインボイスの記載事項を一覧として記載するなど、当該再交付した帳票で消費税額等を再計算して記載しなくても問題ないこととなります。

### Q17 施設使用料金について、その料金徴収前にインボイスを交付しています。当該取引について、インボイス交付後、料金徴収までに対価の変更等を行った場合には、返還インボイスと修正したインボイスのどちらを交付すれば良いですか。

A. 適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書を交付する義務が課されています(消費税法第 57 条の4第3項)。

一方、交付したインボイス、適格簡易請求書(簡易インボイス)又は返還インボイスの記載事項に誤りがあった場合には、修正したインボイス等を交付する義務が課せられています(消費税法第 57 条の4第4項)。

この点、施設の予約時といった料金の徴収を行う前であっても、インボイスを交付することは可能ですが、課税資産の譲渡等を行った時(施設を利用させた時等)において、交付したインボイスの記載事項に変更が生じることとなった場合には、正しいインボイスを交付する必要があります。

ただし、水道・下水道や光熱費のように検針日を基準として検針票をインボイスとして交付する場合には、課税資産の譲渡等を行った後の対価の減額のため、一義的には、返還インボイスを交付することとなります。

他方、何らかの原因に基づくものではない減額や増額(単に請求額に誤りがあったようなもの)や、課税資産の譲渡等の事実誤り等があり、結果として当初交付したインボイスの記載に誤りがあったような場合には、修正したインボイスの交付が必要になるものと解されます。

しかし、その場合であっても、実際に対価の減額が行われる場面においては、売上げに係る対価の返還等に該当するものも含まれるものと考えられることから、当該修正に伴い減額された金額を次回以降の請求書において継続的に調整することとしているのであれば、当該請求書における課税資産の譲渡等の対価の額から直接減算した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を記載する方法とすることとして問題ありません(国税庁インボイス Q&A の問 34 参照)。

施設使用料金について、その料金徴収前にインボイスを交付するケースのほか、ご質問の多い、水道・下水道や光熱費等の検針日基準で課税資産の譲渡等の時期を判断する取引について、基本的な考え方は以下のとおりですので、ご参照ください。

	減額等の概要	対応方法	備考
施設使用料	施設使用前に使用を取り消したため、全額返還した。	・ 課税資産の譲渡等が行われていない以上、返還インボイスや修正したインボイスの交付は不要であるが、当事者間の認識を共有するため、事前に交付した適格請求書等を撤回(※1参照)することが望ましい。	・ 買手が仕入税額控除可能な額はない。
	施設使用前に使用をキャンセルしたため、一部を返還した。 (一部はキャンセル料として収入)	・ キャンセルの日から使用日までの期間に応じ、その返還する料率により返還したものは、上欄のとおり。 ・ 他方、収入した部分(キャンセル料)は、原則として、対価性のない不課税取引となるため、既に交付したインボイスを撤回(※1参照)することが望ましい。 ・ なお、収入した金額を正当な額として、改めてインボイスを交付する必要はない。	・ 買手が仕入税額控除可能な額はない。
	施設使用前に、使用する部屋・ホール等のサイズ変更等により、料金変更が生じ、差額を返還した。	・ 一般的には、対価の返還ではなく、対価の修正に当たると考えられ、修正したインボイスを交付することとなる。	・ 国税庁Q&Aの問 34 参照。
水道料金等	検針票交付後に、メーターの故障や水道の漏水等の事実が判明したため、料金を減額した。	・ 一義的には、返還インボイスを交付する。 ・ なお、減額した金額を、次回以降の請求書等において継続的に調整することとしている場合には、当該請求書等における課税資産の譲渡等の対価の額から直接加減算した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を記載することも可。	・ 国税庁Q&Aの問 62 参照。
	単に請求額の誤り等の何らかの原因に基づかない減額や、課税資産の譲渡等の事実の誤り等により、結果として当初交付したインボイスの記載に誤りがあった。	・ 修正したインボイスを交付することとなる。	・ ※2及び国税庁Q&Aの問 34 参照。

- ※1 事前に交付したインボイス(結果的には課税資産の譲渡等を行われない。)について、買手に対して、「当初交付したインボイスを保存しても仕入税額控除を受けられない」ことを何らかのかたちで示すなど、買手の誤認・混乱を招かないよう対応が必要です。
- ※2 表中のいずれのケースにおいても、実際に対価の減額が行われる場面においては、売上げに係る対価の返還等に該当するものと記載事項の誤り(事実誤認に基づく対価の修正等)のいずれであるかが厳密に区別できない場合も想定されるため、そのような場合には、返還インボイス又は修正したインボイスのいずれかを交付することとして差し支えありません。
- ※3 返還インボイスや修正したインボイスについては、上記のほか、国税庁Q&Aの間 27、32、33 等もご参照ください。

#### **Q18 令和5年度税制改正におけるインボイス制度の改正内容を教えてください。**

A. 令和5年度税制改正において、以下のとおり、インボイス制度に関する改正が行われました。

なお、以下に示したのは主たるものであり、詳細は「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する関係資料について(周知)」(令和5年1月19日付け事務連絡)のほか、国税庁ホームページに掲載されている「令和5年度税制改正関係(インボイス関連)」や財務省ホームページに掲載されている「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」(令和5年3月31日時点)をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304.htm>)

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/qa\\_futankeigen.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf))

- (1) 免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合に、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、消費税の納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の2割とすることができることとする経過措置が設けられました。[Q4、50関係]
- (2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置が設けられました。  
[Q6、Q50関係]
- (3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されました。[Q54 関係]
- (4) 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、これまでは、当該課税期間の初日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出しなければなりませんでした。15 日前の日までに登録申請書を提出しなければならぬこととし、この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなすこととされました。[Q25 関係]



## Ⅱ. 一般会計

### Q19 一般会計に区分される取引のうち、インボイス対応が必要な取引は何ですか。

A. あくまで一例ですが、まず、施設の使用等に関するものとして、「庁舎等のテナント料・施設使用料」、「庁舎等の有料駐車場の駐車料金」及び「公立美術館・公園等の入場料等」があります。

例えば、庁舎等のテナント料・施設利用料については、事業者が自動販売機の設置の対価としてテナント料等を支払う場合が想定されるほか、公立美術館や公園等の入場料等については、チケットを観光業者等が仕入れとして購入する場合が想定されます。

次に、広告の掲載等に関するものとして、「広報誌等の広告掲載料」及び「公共施設の命名権」があります。広告掲載料は、地方公共団体の広報誌や封筒等に事業者の広告を載せる場合であり、命名権は、いわゆるネーミングライツのことであって、市民会館、スポーツ施設や歩道橋等の名前を付ける権利等を、スポンサーである事業者に与える場合になります。

次に、物品の売却等に関するものとして、「公有財産の売却・貸付け」「直営アンテナショップの売上」があります。前者は、古くなった公用車やパソコンを払い下げる場合や、機械等を貸付ける場合であり、後者は、直営のアンテナショップから、事業者が地元の特産品を仕入として購入する場合が想定されます。

以上でお示した例以外の取引であっても、消費税の課税取引であって、地方公共団体が売手、課税事業者が買手となる取引はインボイス対応が必要となるため、留意が必要です。

### Q20 一般会計において事業者との課税取引が少ないのですが、インボイス対応は必要ですか。

A. 原則として全ての一般会計で、庁舎等のテナント料・施設使用料、広報誌等の広告掲載料、不要物品の売却等の、買手である事業者にとっての課税仕入れに当たる消費税課税取引があるものと考えられますので、買手に[Q3]のような不利益を及ぼさないよう、インボイス対応は必要と考えられます。

また、一般会計は、「売上と仕入の消費税額を同額とみなす」という規定(消費税法第60条第6項)により消費税の申告義務が免除されており、インボイス対応後も引き続き消費税の申告義務が免除されるため、この意味でも、インボイス対応を行うことが適切です。

### Q21 一般会計は消費税の申告・納付を行っていないのですが、インボイス対応は不要ですか。

A. 一般会計では、売上の消費税額と仕入の消費税額を同額とみなす規定(消費税法第60条第6項)により消費税の申告義務がありませんが、一般会計が行う取引自体が非課税となっている訳ではありません。

一般会計においても、[Q7]と考え方は同様ですので、ご参照ください。なお、上記のとおり、一般会計は消費税の申告義務がないため、一般会計が買手となる場合に、取引先事業者にインボイスの交付を求める必要はありません。

### Q22 インボイス対応が不要とされる一般会計はありえますか。

A. [Q20]のとおり、一般会計で行われる事業の実態を考慮すれば、事業者にとっての課税仕入れに当たる消費税課税取引が全くない一般会計は想定しがたいため、全ての一般会計においてインボイ

スに対応することが適切です。

### **Q23 自動券売機による入場券等の販売は、インボイス交付の対象外となりますか。**

A. 自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行われるようなものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれませんので、自動販売機特例<sup>※</sup>(消費税法施行規則第26条の6第1号)が適用されず、交付義務は免除されません。

なお、上記のような、インボイス交付義務が免除されない場合において、課税事業者からインボイスの交付を求められた場合は、別途窓口でインボイスを交付するなどの対応を行う必要があります。

<sup>※</sup> インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等(サービスの提供を含む)が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます(飲料の自販機、コインロッカー等)。

### **Q24 土地の貸付けは課税取引ではないと認識していますが、道路占用料や公園使用料等はインボイスに対応する必要はありますか。**

A. 土地の貸付けについては、貸付け期間が1か月未満のものを除き、非課税取引とされています。したがって、道路占用等であっても、期間が1か月未満のものがある場合は、買手にとっての課税仕入れに該当するため、貸付け期間を考慮の上、インボイス対応の要否を検討してください。

### **Q25 現時点で課税売上げはないが、将来的に課税売上げが発生する可能性がある場合、インボイス対応はどのようにすればよいですか。**

A. 課税取引が生じることが判明してから、適格請求書発行事業者となることができるまでに要する期間を考慮に入れて対応要否を検討する必要があります。期間については以下を参照してください。

<sup>※</sup> 登録の効力は適格請求書発行事業者登録簿に登録された日(登録日)から生じ、課税事業者の場合は、課税期間の途中からでも登録が可能です。

一方、免税事業者の場合は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありませんが、この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、令和5年10月2日以後にこの経過措置により登録を受ける場合には、登録希望日(登録申請書の提出から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載して申請することとなります。

この点、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければなりませんので、免税事業者である特別会計で、経過措置期間を過ぎてから登録する場合には、留意が必要です。

**Q26 市営施設の一部に自動販売機を設置するため、自販機設置事業者から、施設使用料を徴収しています。設置に係る施設使用料はインボイス対応すべきものと認識していますが、自販機設置により生じた電気使用料も、自販機設置事業者から徴収し、電力会社に支払っています。当該電気使用料等の負担金は立替払いとなりますが、インボイスに対応すべきですか。**

A. 立替払いにより、売手(電力会社)から立替払いを行った者(地方公共団体)に対して、立替払いを行った者の名称が記載されたインボイスが交付された場合、買手(自販機設置事業者)が、当該インボイスをそのまま受領したとしても、これをもって、売手(電力会社)から買手(自販機設置事業者)に交付されたインボイスとすることはできません。

この場合、立替払いを行った地方公共団体から、インボイス(電力会社から地方公共団体宛てに交付したもの)及び立替金精算書等の交付を受けるなどにより、電気使用料の支払先である電力会社から行った課税仕入れが、自販機設置事業者のものであることが明らかにされている場合には、そのインボイス及び立替金精算書等の書類の保存をもって、自販機設置事業者は、電力会社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります。

この場合、立替払いを行う地方公共団体が適格請求書発行事業者でなくとも、電力会社が適格請求書発行事業者であれば、自販機設置事業者は仕入税額控除を行うことが可能です。

また、こういった取引形態において、地方公共団体が自販機設置事業者から電気使用料等を徴収し、歳入として計上した上で電力会社に支払っている場合、当該電気使用料等を課税売上として整理しているのであれば、地方公共団体が売手として、自販機設置事業者に対して、インボイスを交付することも可能です。

なお、自販機の設置に係る施設使用料については、当該使用料が事業者にとっての課税仕入れに該当する場合があるため、インボイスを交付することが適切です。

※ 立替払いについては、国税庁Q&Aの間 94 もご参照ください。

**Q27 立替金精算書等に記載が必要な事項や交付に当たっての留意事項を教えてください。**

A. 立替金精算書等の必要な記載事項等について、法令で定められているわけではありませんが、主に以下の点にご留意ください。

- 立替金精算書等においては、本来インボイスの交付を受けるべき買手が誰であるのかを明確にし、買手が仕入税額控除を受けるために必要な事項(買手が負担すべき金額に係る①適用税率、②消費税額等、③売手の氏名又は名称及び登録番号)を記載することが必要です。
- 複数の買手の取引をまとめて立て替えており、売手からの地方公共団体宛てのインボイスが、複数の買手の分をまとめて交付されるような場合には、立替払いを行った者は、その立替金が仕入税額控除可能なものか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、立替払いを受ける者が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方である売手から交付を受けたインボイスに記載された消費税額等を基礎として、立替払いを受ける者の負担割合を乗じて按分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要があります。

- インボイスとの関連性が明確になるよう、インボイスである請求書や領収書の番号等を立替金精算

書等にも記載することも有用であると考えられます。

- なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方である売手の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払いを行った地方公共団体と買手の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

**Q28 他者が管理する施設の一部に市がテナントとして入っており、テナント内に自動販売機を設置しているケースでは、①電力会社、②施設管理者、③市、④自販機設置業者、の4者が存在し、市は自らが負担する電気使用料と④が負担する電気使用料を合わせて施設管理者に支払っています。このケースで、電力会社から施設管理者に施設全体の電気使用料に係るインボイスが交付される場合、インボイスや立替金精算書等をどのように処理すべきですか。**

- A. 施設管理者が、市(自販機設置業者を含む)が負担する電気使用料を立て替えて支払った場合、電力会社から施設管理者宛てに交付されたインボイスをそのまま受領し、保存したとしても市及び自販機設置業者は仕入税額控除を行うことができませんが、立替払いを行った施設管理者から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、電力会社から行った課税仕入れが自己が負担すべきものであることが明らかにされている場合には、そのインボイス及び立替金精算書等の書類の保存をもって市は仕入税額控除を行うことができます。また、市が立替払いを行っている自販機設置業者が負担した金額については、市が立替金精算書等の書類を交付する必要があります。

この点、施設管理者は複数者分の電気使用料を一括して立替払いを行っていると考えられます。このような場合、原則として電力会社から交付されたインボイスを施設管理者が保存し、当該インボイスをコピーしたものを、立替金精算書等とあわせて立替払いを受ける者に交付する必要がありますが、インボイスのコピーが大量となるなどの事情により、コピーをすることが困難なときは、立替金精算書等の保存をもって立替払いを受けた者は仕入税額控除を行うことができます。

この場合の立替金精算書等の作成関係は以下のとおりです。

	インボイスの作成者	立替金精算書の作成者
施設管理者	電力会社	—
市	(電力会社)	施設管理者
自販機設置会社	(電力会社)	市

**Q29 滞納処分に係る財産の公売について、執行機関である地方公共団体がインボイスの交付を行うことは可能ですか。**

- A. インボイス制度開始後は、適格請求書発行事業者の登録を受けている滞納者の資産(消費税が課税されない土地等を除く。)を公売する場合において、買受人からインボイスの交付請求があったときは、媒介者交付特例(消費税法施行令第70条の12第1項)により、執行機関が滞納者に代わってインボイスを交付することができることとされています。

通常の媒介者交付特例においては、売手から媒介者に対し、自身が登録事業者である旨を事前に通知する必要がありますが、公売の場合は滞納者から執行機関への事前通知は不要とされているほか、執行機関が適格請求書発行事業者である必要はありません。(いわゆる「公売特例」(消費税法施行令第70条の12第5項))。

この場合、執行機関である地方公共団体は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載に代えて「当該執行機関の名称及び本件特例の適用を受ける旨（「公売特例による適格請求書の交付」等）」を記載したインボイス又はインボイスに記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができます。

なお、交付したインボイスの写しの保存及び滞納者への交付は媒介者交付特例と同様に必要となります。

上記のほか、執行機関における留意事項については、「令和5年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和5年1月19日付け事務連絡）の「第二 その他」(4)①エもご参照ください。

### Q30 公売において、滞納者が適格請求書発行事業者であるか否かはどのように調査すればよいですか。

A. 法人の場合、登録番号は「T+法人番号」となっておりますので、法人番号情報提供サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で法人番号を把握した上で、適格請求書発行事業者公表サイト (<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>) により、適格請求書発行事業者の登録を受けているか否かを確認することが可能です。

個人の場合は、基本的には、滞納処分に係る質問検査権の行使により調査することを想定しており、各執行機関において、適当と認める程度の調査を行った上で、適格請求書発行事業者であることの確認が取れなかった場合は、公売において「インボイスを発行できない」としてもやむを得ないと考えます。

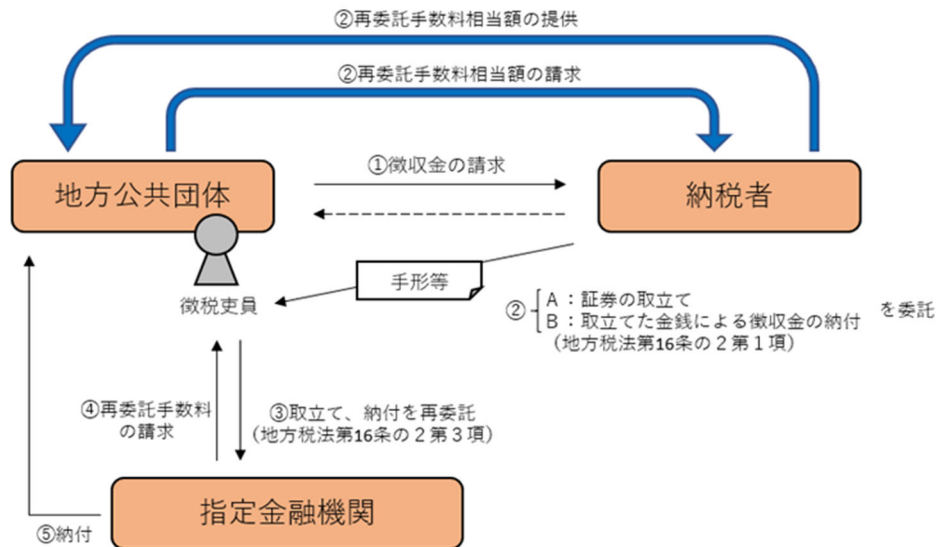
また、相当程度の手を尽くしたにもかかわらず、滞納者が適格請求書発行事業者であるか否かを確認できなかった場合においては、地方税法第20条の11の規定に基づき税務署に照会することも考えられます。この点、地方公共団体から照会があった場合、回答することは差し支えない旨、国税庁から税務署に周知されています。

### Q31 家事共用資産の公売において、インボイス発行対象となる事業用割合はどのように把握すればよいですか。

A. 家事共用資産のうち、事業用割合は、当該資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算するものとされています。

この点、原則として、滞納者（納税者）が保有する所得税確定申告書に添付されている収支内訳書又は所得税青色決算書の「事業専用割合」欄に記載の割合により把握することになりますが、それにより把握できない場合は、現況における財産の事業に係る使用率、使用面積割合等を基に算出することになります。

**Q32 地方税法第 16 条の2の規定により、地方公共団体が納税者から徴収金を徴収する場合、指定金融機関に対して支払う再委託手数料について、納税者に負担してもらいますが、当該再委託手数料に係る取引(取引概要は以下の図のとおり。)において、インボイスはどのように交付するべきですか。**



○地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)(抄)

(納付又は納入の委託)

第 16 条の2 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券(地方自治法第 231 条の2第3項又は第5項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。)を提供し、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。

- 一 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金
- 二 納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金
- 三 滞納に係る地方団体の徴収金(第1号に掲げるものを除く。)で、その納付又は納入につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金に徴収上有利と認められるもの

2 (略)

3 徴税吏員は、第1項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実に認める金融機関にその取立て及び納付又は納入の再委託をすることができる。

A. 再委託手数料については、納税者が指定金融機関に取立てを委託することに係る課税取引(指定金融機関が滞納者に行う課税資産の譲渡等)であるため、指定金融機関が売手、納税者が買手と考えられます。

当該取引においては、インボイスの交付義務を負うのは一義的には、指定金融機関となりますが、委託取引であることから、納税者の求めに応じて指定金融機関が直接インボイスを交付することは現実的ではないと思われますので、地方公共団体を媒介者と位置付け、指定金融機関と調整の上、以下の①～③のいずれかの方法により対応することが可能です。

- ① 指定金融機関から納税者に対して直接インボイスを交付する(指定金融機関が発行したインボイスを地方公共団体が預かり、納税者に交付することも可。)
- ② 代理交付により、指定金融機関名で地方公共団体がインボイスを作成し、納税者に交付する。
- ③ 媒介者交付により、地方公共団体が自らの名称でインボイスを作成し、納税者に交付する。

**Q33 会議室の貸出しの際に、施設使用料は税込単価×使用時間により算出し、100円未満の端数は切り捨てることとしています。同一事業者がA室とB室を同時に貸出した際、A室の税込使用料額(①)、B室の税込使用料額(②)を算出し、一の書類に①②を明細として記載しますが、税込請求総額を割り戻して税抜価額及び消費税額を算出し(③)、書類に記載する場合、①②③の計算時にそれぞれ端数処理を行うこととなります。一のインボイスにつき、税率ごとに端数処理は1回とのことですが(Q12)、この規定に抵触しませんか。**

A. ①②の計算における端数処理は、施設使用料の金額を決めるための端数処理であり、インボイスの記載事項としての消費税額の計算における端数処理ではありませんので、問題ありません。[Q12]のとおり、インボイス制度では、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が規定されているため、税込請求総額に 10/110 を乗じて得られる金額に任意の方法により端数処理を行った金額を消費税額等の金額として記載することになります。

なお、①②の個別の税込使用料額に 10/110 を乗じて得られる金額に任意の方法により端数処理を行った金額を算出し、①②各々の内税額として明細に記載する場合、これらの計算の際の端数処理は、各明細の税抜価額を算出するための便宜上の端数処理であり、こちらもインボイスに記載すべき「消費税額等」ではないため、問題ありません。ただし、①②各々の内税額の合計とインボイスの記載事項である消費税額は、必ずしも一致しないことから、混乱が生じないように交付先への説明を要する必要があることに留意が必要です。

〈例〉

- A室使用料:630 円(税込)／時
- B室使用料:450 円(税込)／時

1時間当たり単価に使用時間数を乗じて得られる価額から 100 円未満の端数を切り捨てた額を使用料として徴収しているケースで、各室4時間使用した事業者に対しインボイスを交付する場合

A室:630 円×4時間=2,520 100 円未満を端数処理し 2,500 円を使用料として徴収(①)  
 B室:450 円×4時間=1,800 100 円未満を端数処理し 1,800 円を使用料として徴収(②)

明 細	請 求 価 額
A室使用料	2,500 円(税込) うち消費税等の額 227 円
B室使用料	1,800 円(税込) うち消費税等の額 163 円
請求総額	4,300 円(税込) うち消費税等の額 390 円

2,500 に 10/110 を乗じて得られる 227.2727...に任意の方法により端数処理を実施し、個別明細の内税額を記載(この例では切り捨て)。  
 →この内税額は、インボイスの記載事項としての消費税額等ではなく、端数処理計算は個別明細の内税額を算出するための便宜上の端数処理である。

税込請求総額 4,300 円に 10/110 を乗じて得られる 390.9090...に任意の方法により端数処理を実施し消費税等の額を記載(この例では切り捨て)。  
 →これはインボイスの記載事項としての消費税額等である。(③)

インボイスの記載事項としての消費税等の額に係る端数処理計算は1回のみとなる。

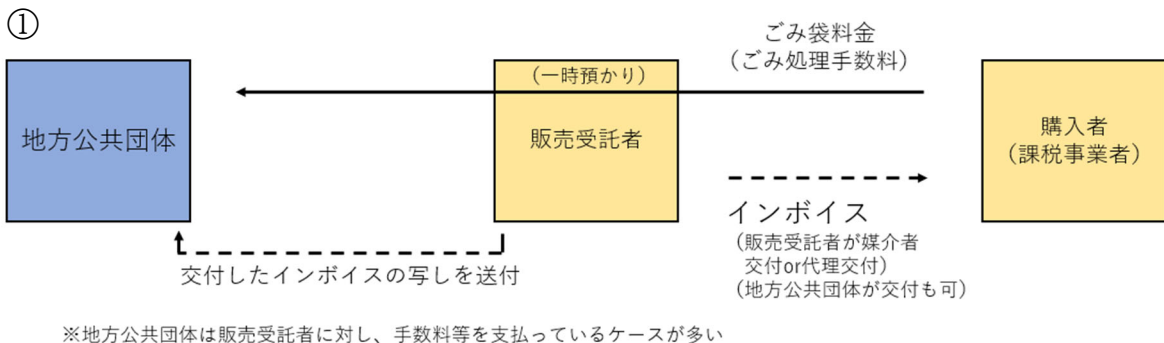
**Q34 ごみ袋(ごみ処理手数料)をコンビニやスーパー等の販売受託者を通じて販売しているのですが、インボイス対応はどのようにすればよいですか。**

A. 販売受託者を通じたごみ袋の販売には、様々な形態があるため、一概には言えませんが、次の4パターンについて回答します。

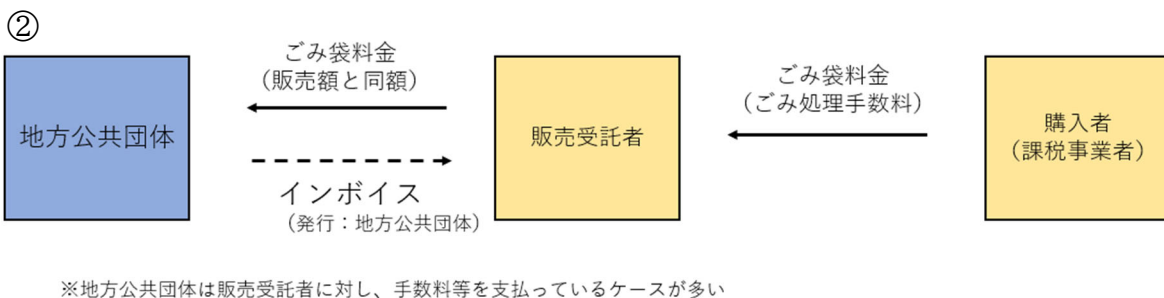
- ①販売受託者は購入者から一時的に料金を受領するだけで、売上は最終的に地方公共団体に帰属する
- ②事前に販売受託者が納品分の料金を地方公共団体に支払い、販売受託者が購入者に同額の値段で売却する(売上が販売受託者に帰属する)
- ③販売受託者が購入者に販売する際、手数料分の利益を上乗せして売却する
- ④地方公共団体が販売受託者への卸売を卸売業者に委託し、卸売業者から納品を受けた販売受託者が購入者に売却する。

①の場合、ごみ袋の販売は、あくまでも地方公共団体と購入者との取引と考えられるため、地方公共団体がインボイスを購入者に対して交付する必要があります。

なお、この場合、販売受託者は媒介又は取次ぎを行う者として、媒介者交付特例を適用し、販売受託者が自らの登録番号と名称で購入者にインボイスを交付し、交付したインボイスの写しを地方公共団体に送付することも可能です(媒介者交付特例については[Q29]参照。)。また、地方公共団体が作成したインボイスを代理交付することも可能です。



②の場合、地方公共団体と販売受託者の取引と、販売受託者と購入者の取引は、個別に独立した取引であると考えられ、販売受託者による地方公共団体からのごみ袋の購入は課税仕入れとなり得るため、地方公共団体は販売受託者にインボイスを交付する必要があります。



この点、①、②いずれの場合においても、地方公共団体は販売受託者に対し、売上げの一定額を委託料や手数料(以下「手数料等」という。)として支払っている場合もあるところ、手数料等が別途支払

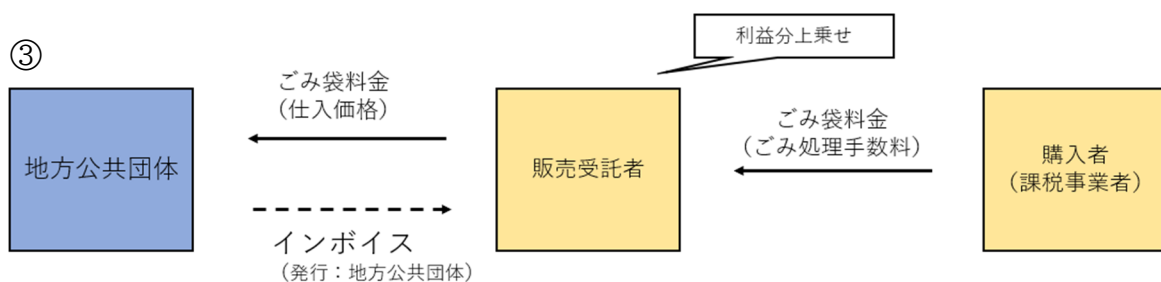


われるか、納入する売上げから相殺されるか、という支払いの方法やタイミングに関わらず、委託販売等の受託者においては、委託者から受ける手数料等が役務の提供の対価となります。すなわち、手数料等については、販売受託者が売手、委託者が買手の取引となりますので、委託者（地方公共団体）が当該手数料等について、仕入税額控除を行うためには、販売受託者から手数料等に係るインボイスを受領し、保存する必要があります（販売受託者と別に保管業者や配送業者が存在し、保管業者等に保管に係る手数料等を支払う場合についても、地方公共団体が買手の取引となりますので同様の対応が必要となります）。

なお、[Q21]のとおり、当該手数料等が地方公共団体の一般会計から支出されるものである場合、一般会計は消費税法上、売上と仕入の消費税額を同額とみなすこととされ、消費税の申告義務が免除されていることから、受託者からインボイスを受領する必要性はありません。

※ この点、国税庁Q&Aの間 123、124 等もご参照ください。

③の場合、地方公共団体と販売受託者の取引、販売受託者と購入者の取引は、個別に独立した取引であると考えられ、販売受託者による地方公共団体からのごみ袋の購入は課税仕入れとなり得るため、地方公共団体が販売受託者にインボイスを交付する必要があります。

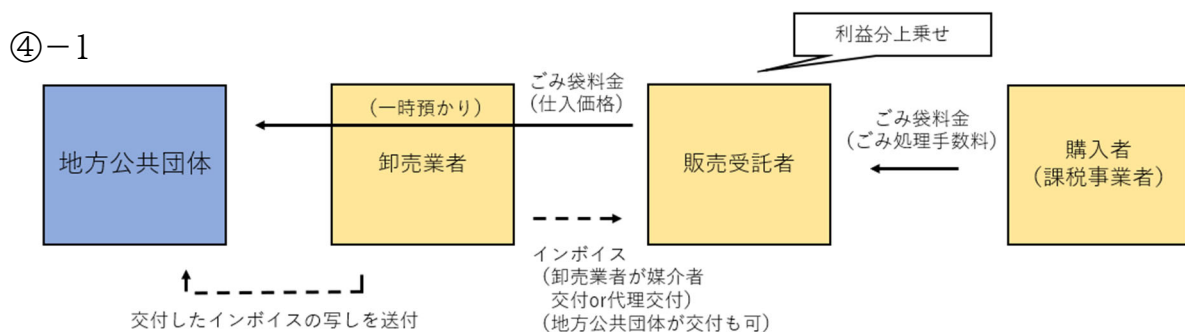


④の場合、さらに、販売受託者が購入者に販売する際に、手数料分の利益を上乗せして販売するケース(④-1)と、販売受託者が手数料分を相殺して売上げを納入するケース(④-2)等に分かれるものと認識しています。

【④-1の場合】

地方公共団体、卸売業者、販売受託者の取引は、卸売業者を媒介者とする販売委託であり、地方公共団体が販売受託者に対してインボイスを交付する必要があります(媒介者交付特例や代理交付を適用することも可能。)

一方、販売受託者と購入者との取引は、個別に独立した取引であると考えられ、③と同様です。

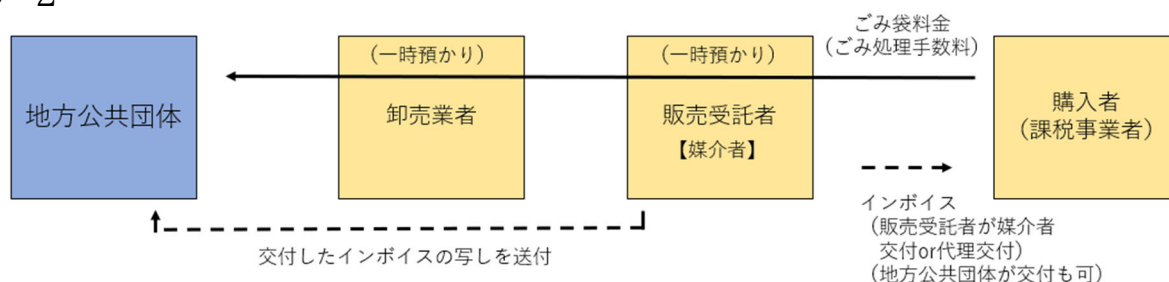


※地方公共団体は卸売業者に対し、手数料等を支払っているケースが多い

#### 【④-2の場合】

①の場合と同様に、ごみ袋の販売は、あくまでも地方公共団体と購入者との取引と考えられるため、地方公共団体が購入者に対してインボイスを交付する必要がある、この場合、販売受託者は媒介又は取次ぎを行う者として、媒介者交付特例を適用し、販売受託者が自らの登録番号と名称で購入者にインボイスを交付し、交付したインボイスの写しを地方公共団体に送付することも可能です。ここでいう「媒介者」には販売受託者が該当するため、地方公共団体は卸売業者ではなく、販売受託者に対して、(例えば契約において卸売業者を經由して登録番号を通知するよう義務づけるなどで)登録番号を通知する必要がある点留意する必要があります。

#### ④-2



※地方公共団体は卸売業者及び販売受託者に対し、手数料等を支払っているケースが多い

### Q35 当市では、ごみ袋の販売を「物品切手」に該当するものと考えていますが、この場合、インボイスはどのように交付すればよいですか。

A. 消費税が非課税とされる「物品切手」は、「物品や役務の提供に係る請求権を表彰する証書」(消費税法別表第1四ハ及び令11)をいうものとされています。指定ごみ袋には、ごみ処理という役務の提供に係る請求権を有するものと考えられるため証書としての側面はあるものの、本来の目的はごみを収集し運搬することであり、社会通念上の証書とまでは言えず、物品切手には該当しません。

そのため、ごみ袋の販売は、原則として課税対象となり、そのインボイスの交付に当たっては、[Q34]及び後述の[Q36]をご参照ください。

### Q36 ごみ処理券(シール)やし尿くみ取り券を販売店が販売し、購入者が使用する場合、インボイス対応はどのようにすればよいですか。

A. ごみ処理券(シール)やし尿くみ取り券(以下「券」という。)は消費税法上、物品切手に該当するもの(非課税)や、ごみ処理手数料を収受した証として交付する証紙(課税対象外:不課税)に該当するものがあります。

そのため、券そのものの譲渡については、消費税は課されませんが、この場合においても、実際に地方公共団体から提供されるごみ処理のサービス(手数料)については、購入者における課税仕入れに該当することから、地方公共団体からその券面代金に係るインボイスを交付する必要があります。

そのインボイスの交付にあたっては、券を発行している場合には以下のような対応が考えられます。

① ごみ処理券と領収書が一体となっている場合の例示

<p>No.●●●●</p> <p>粗大ごみ処理手数料</p> <p style="text-align: center;"><b>領収書</b></p> <p>[領収金額] (10%)</p> <p style="text-align: center;"><b>1, 100円</b></p> <p>■■市▲▲課</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">T1234...</p> <p>収納事務受託者領収印</p>	<p>収集日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>■■市粗大ごみ処理券</b></p> <p>氏名</p> <p>・粗大ごみ1点につき、この券を1枚貼ってください。</p> <p>・左の領収書は切り離し保管してください。</p> <p>収納事務受託者領収印</p>
--	--

ごみ処理については、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」に該当することから、インボイスに代えて、インボイスの記載事項を簡易なものとした簡易インボイスを交付することができます。

既存のごみ処理券と領収書が一体となっている場合において、領収書部分に税込金額(税抜金額)や課税資産の譲渡等の内容が記載されているのであれば、不足する「登録番号」と「適用税率」を追加で記載することで簡易インボイスの記載事項を満たしますので、購入者(課税事業者)はこの領収書部分を保存することで、消費税の仕入税額控除の適用を受けることができます。

※ 簡易インボイスに記載される課税資産の譲渡等の年月日については、ごみ処理手数料を受領した日が記載してあっても差し支えありません。

② ごみ処理券のみ(領収書部分が無く手元に何ら書類が残らない)の場合

<b>□□市粗大ごみ処理券</b>	
受付番号	
収集日	年 月 日
□□市	<b>330円</b>
T5678...	※消費税率は 10%です

ごみの処分を行う際に、ごみ処理券がごみと合わせて回収され、購入者(課税事業者)の手元に領収書等の書類が残らない場合、簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除きます)が記載されているものが回収されることになるため、購入者(課税事業者)は、一定の事項を記載した帳簿のみを保存

することで消費税の仕入税額控除の適用を受けることができます(「回収特例」といいます。)

したがって、既存のごみ処理券に税込金額(税抜金額)や課税資産の譲渡等の内容が記載されているのであれば、不足する「登録番号」と「適用税率」を追加で記載することで簡易インボイスの記載事項を満たすこととなります。そのため、そうした記載事項を満たしたごみ処理券を購入者(課税事業者)に交付すれば、購入者(課税事業者)は回収特例により仕入税額控除の適用を受けることができます。

### Q37 ごみ袋やごみ処理券(シール)、し尿くみ取り券等について、課税関係が複雑であり、販売受託者や購入者が混乱するのではないですか。

A. ごみ袋は消費税の課税対象となる一方、ごみ処理券やし尿くみ取り券(以下「券」という。)は消費税法上、物品切手に該当するもの(非課税)や、ごみ処理手数料を収受した証として交付する証紙(課税対象外:不課税)に該当するものがあります。また、ごみ袋又は券を問わず販売方式によっては、販売受託者においては、預り金で処理し、販売受託者における消費税の課税関係が生じないケースもあります。

しかしながら、ごみ袋又は券の販売により収受する金銭は、各地方公共団体におけるごみ処理という役務の提供(課税資産の譲渡等)の対価(ごみ処理手数料)を各地方公共団体に代わって収受するという側面を有するものであり、また、購入者の立場からすれば、これらの課税関係を適切に把握することは困難であり、どのようにしてインボイスの交付を求めるのか判断することができません。

そのため、こうした際の購入者の便宜や販売店における事務負担等も踏まえ、販売店における対応として、課税とされるごみ袋の処理に合わせて、「券の販売行為は物品切手や証紙の譲渡(非課税・不課税)ではなく、ごみ処理等の役務の提供について販売店を通じて料金を領収しているもの」と認識した上で、これらに媒介者交付特例を適用し、いずれの課税関係や販売方式であっても、販売受託者がこれらをすべて課税取引に該当するものとして、販売受託者自らの登録番号と名称で購入者にインボイスを交付し、交付したインボイスの写しを地方公共団体に送付することも認められています。

こうした取扱いについて、国税庁 Q&A の問 53 においても、次頁のとおり示されています。

なお、各地方公共団体におけるごみ処理という役務の提供(課税資産の譲渡等)について、販売受託者側が次のとおりの取り扱いを行うこととした場合であっても、各地方公共団体におけるインボイスの交付義務が免除されるものではないことにご留意ください。

### (ごみ袋等に係る適格請求書の交付方法)

問53 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社が商品として扱う自治体の指定ごみ袋や粗大ごみの処理券等については、条例等の内容に応じて、課税や非課税、不課税など課税関係が異なります。こうした課税関係の中、顧客に対してどのように適格請求書を交付すればよいですか。【令和5年10月追加】

#### 【答】

小売店等が商品として扱う各自治体の指定ごみ袋や粗大ごみの処理券等（以下「ごみ袋等」といいます。）の販売については、各自治体が定める条例等の内容に応じて、各自治体から仕入れたごみ袋等自体の譲渡として課税取引となる場合のほか、物品切手の譲渡として非課税取引となる場合、受託販売（一時的な代金の預かり）として課税対象外（不課税取引）となる場合など様々ですので、こうした態様や課税関係に応じて、適格請求書等を交付する等の対応を検討いただく必要があります。

この点、ごみ袋等の販売により收受する金銭は、各自治体におけるごみ処理という役務の提供（課税資産の譲渡等）の対価（ごみ処理手数料）を各自治体に代わって收受するという側面を有するものであるため、その販売が非課税取引や不課税取引（以下「非課税取引等」といいます。）となるものであっても、媒介者交付特例を活用し、顧客に対して、小売店等の名称や登録番号を記載した適格請求書等の交付を行うこととしても差し支えありません（消令70の12①）。

なお、媒介者交付特例に係る適格請求書等の写しの交付については、小売店等から各自治体に対して交付している納入通知書等に代えることも認められます。

また、ごみ袋等については、一般的に条例等に基づいてその税込販売価額が定められているものと考えられるため、小売店等においては、税込価額で記載するごみ袋等と、税抜価額で記載するその他の商品を併せて一の適格簡易請求書に記載する場合に、「税込販売価額」を税抜化せず、「税込販売価額」を合計した金額及び「税率の異なるごとの税抜価額」を合計した金額を表示し、それぞれを基礎として消費税額等を算出し、算出したそれぞれの金額について端数処理をして記載することとしても差し支えありません（消令70の10、基通1-8-15）。

(注) ごみ袋等の販売が非課税取引等となる場合に、媒介者交付特例を活用し適格請求書等の交付を行ったとしても、小売店等において課税資産の譲渡等として取り扱う必要はありません。また、小売店等において、媒介者交付特例を活用せず、ごみ袋等の本来的な課税関係に基づき、非課税取引等として領収書等の交付を行うことを妨げるものではありません。

(参考) 媒介者交付特例については、問48《媒介者交付特例》を、税抜価額と税込価額が混在する場合の消費税額等の端数処理の方法については、問59《税

抜価額と税込価額が混在する場合》をご覧ください。

小売店等からごみ袋等を購入した事業者が、その購入したごみ袋等のうち、自ら引換給付（ごみ処理という役務の提供）を受けるものにつき、継続してそのごみ袋等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとする場合には、各自治体の条例等の内容にかかわらず、小売店等から交付を受けた媒介者交付特例に係る適格請求書等及び一定の事項を記載した帳簿の保存により、仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

なお、この場合には、販売受託者側のシステムの都合により、ごみ処理手数料について、条例で税込価格を定めていたとしても、インボイスに販売価格として税抜価格を記載しなければならない場合もあるため、条例等で定められた税込価格に100/110を乗じるなどの合理的な方法により割り戻した税抜価格に基づいて税額計算を行うことも差し支えないものと考えられます。

また、こうした取扱いによるためには、媒介者交付特例の適用が必要であるため、地方公共団体が登録を受け、登録番号を販売受託者に通知することが必要となりますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、従来どおり、課税対象物品と消費税法上、非課税や不課税に該当する券が混在した取引において、非課税や不課税が混在したインボイスを交付することも妨げられるわけではありません。ただし、この場合、購入者にとっては、券を使用してごみ処理等の役務の提供を受けた際に課税取引となりますので、券の使用と同時にインボイスを交付することが困難な場合には、役所の窓口等で後日交付を受けるよう案内するなどの対応及び周知が必要になると考えます。

上記を踏まえ、販売店と地方公共団体で十分協議の上、どういった対応方法を採用するかご検討ください。

### Ⅲ. 特別会計

#### Q38 インボイス対応が必要な取引のうち主に特別会計に区分される取引は何ですか。

A. まず、ライフラインに関するものとして、「水道料金、電気料金、ガス料金」及び「事業系ごみ処理手数料」があります。

なお、水道料金に関しては、例えば、水道事業が、会計が異なる下水道事業から料金の徴収等を受託し、水道料金と下水道料金を併せて徴収等する場合、下図のとおり、水道事業者が下水道事業者に代わって、自らの名称及び適格請求書発行事業者の登録番号を記載したインボイスを発行すること(媒介者交付特例)も、水道事業者が自ら及び下水道事業者の名称及び登録番号を併記したインボイスを交付すること(代理交付)も可能です。ただし、媒介者交付特例を適用するためには、委託者と受託者の両方が適格請求書発行事業者であり、委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していることが必要です。

上下水道料金のインボイス対応のイメージ											
媒介者交付特例	<table border="1"> <tr> <td>水道料金</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>領収金額(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>水道事業登録番号</td> <td>T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>※上水道事業特別会計(受託者)は、自らの名称及び登録番号を記載したインボイスの交付が可能            ※双方の対価の額を区分することなく、一括して記載することが可能            (消費税額の端数処理も、一括して税率ごとに一回とすることが可能)</p>	水道料金	〇〇〇〇円	下水道使用料	〇〇〇〇円	領収金額(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
水道料金	〇〇〇〇円										
下水道使用料	〇〇〇〇円										
領収金額(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
代理交付	<table border="1"> <tr> <td>水道料金(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>領収金額</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>水道事業登録番号</td> <td>T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>下水道事業登録番号</td> <td>T××××××××××××××××</td> </tr> </table> <p>※下水道事業特別会計(被代理人)の名称及び登録番号を記載する必要がある            ※代理人及び被代理人の取引を区分して記載する必要がある            (消費税額の端数処理も代理人、被代理人それぞれ税率ごとに一回)</p>	水道料金(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	下水道使用料(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	領収金額	〇〇〇〇円	水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	下水道事業登録番号	T××××××××××××××××
水道料金(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
下水道使用料(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
領収金額	〇〇〇〇円										
水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
下水道事業登録番号	T××××××××××××××××										

次に、交通に関するものとして、公営バスや地下鉄といった、地方公共団体が運営する交通の運賃があります。なお、公共交通機関の運賃については、1回の取引の税込価格が3万円未満の場合には、インボイスの交付義務が免除されます(公共交通機関特例(消令第70条の9第2項第1号))。

ただし、事業者による市営バスの貸切り等、1回の取引の税込価格が3万円以上で、課税事業者からインボイスの交付を求められた場合には、インボイスを交付する義務があります(インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります。)

次に、施設利用に関するものとして、「港湾施設利用料」、「卸売市場使用料」があります。特別会計を設けて港湾施設や卸売市場を運営している地方公共団体がありますが、事業者がそれらの施設を使用する場合の取引が想定されます。

次に、医療に関するものとして「公立病院の自由診療」があります。事業者が社員に健康診断や人

間ドックを公立病院で受けさせる場合が想定されます。なお、公立病院の社会保険医療については、非課税となります。

以上でお示した例以外の取引であっても、消費税の課税取引であって、地方公共団体が売手、課税事業者が買手となる取引はインボイス対応が必要となるため、留意が必要です。なお、特別会計の場合は、特別会計ごとに適格請求書発行事業者の登録申請が必要です。

#### **Q39 特別会計がみなし一般会計に該当するか否か、どのように判断すればよいですか。**

A. みなし一般会計については、消費税法施行令第72条第1項で「専ら当該特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」と規定されています。なお、「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます。

#### **Q40 担当会計では非課税取引が大部分を占めるのですが、インボイス対応は不要となりますか。**

A. 非課税取引が大部分を占めている場合においても、当該会計が、インボイス対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う課税事業者は、当該仕入れについて仕入税額控除を行えず、区分記載請求書等保存方式と比較して、消費税の負担額が増加することとなります。したがって、このような負担の発生を防ぐ観点から、インボイス対応することが適切です。

#### **Q41 取引の相手方が最終消費者しかいないのですが、インボイス対応は必要ですか。**

A. 最終消費者との取引はインボイス対応する必要はありませんので、当該特別会計で将来にわたって、最終消費者との取引しか想定されないのであれば、インボイス対応不要という判断も可能です。将来的に事業者との取引も生じ得るような場合は、[Q25]もご参照ください。

#### **Q42 取引の相手方が国・地方公共団体である場合、インボイス対応は不要ですか。**

A. 国・地方公共団体(以下「国等」という。)への課税売上げであったとしても、当該売上げが当該国等の特別会計から支出されている場合、当該特別会計は仕入税額控除を行い得る立場にあるため、一概にインボイス対応を不要とすることはできません。

#### **Q43 現在、免税事業者となっている特別会計については、インボイス対応は不要ですか。**

A. 自らが免税事業者であるか否か(消費税申告義務の有無)では、インボイス対応の要否を判断できません。インボイス対応については、「当該会計がインボイス対応をしない場合の、取引先の課税事業者が仕入税額控除を行えないという事業者が被る不利益」を踏まえた上で、その要否を検討することが求められます。

なお、免税事業者である特別会計が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、買手である課税事業者は仕入税額控除を行うことができる一方、当該会計は課税事業者となるため、新たに消費税の納税義務が生じるほか、申告に当たって電子申告が義務化されていることや、消費税法第58条の規定により課税事業者には帳簿の備付け<sup>※</sup>が義務付けられていることに留意が必要です。

※ 帳簿の記載方法等、経理処理の実務的な質問等は所轄の税務署にご相談ください。

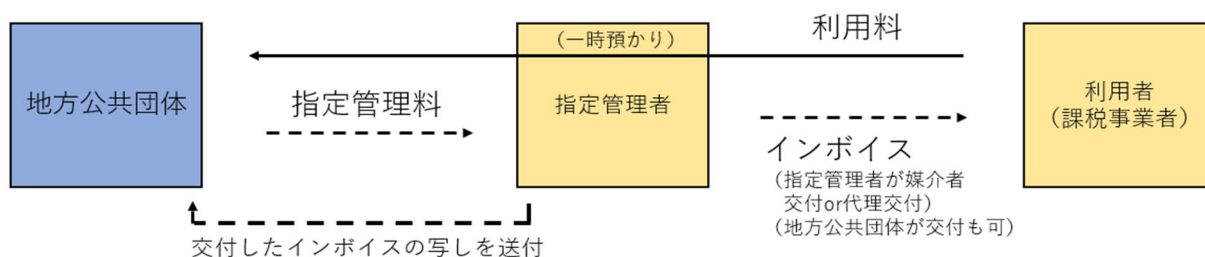




しなければ、当該課税事業者が仕入税額控除を行うことができないため、インボイス対応することが適切です。

#### Q49 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、インボイスの交付者は誰になりますか。

A. 下記の図のように、地方公共団体に代わって指定管理者が施設の利用料等を徴収する場合、媒介者交付特例により、指定管理者が、指定管理者の名称と登録番号でインボイスを交付することや、代理交付により、指定管理者が、地方公共団体の名称と登録番号を記載したインボイスを交付することが可能です。媒介者交付特例の場合、地方公共団体と指定管理者の両方が適格請求書発行事業者である必要があり、また、地方公共団体において、指定管理者から受け取ったインボイスの写し又は精算書の保存が必要です。



※地方公共団体が仕入税額控除を受けたい場合は、指定管理者に対し、指定管理料に係るインボイスの交付を求めることも可

他方、下記の図のように、指定管理者の名で施設の利用料等を徴収し、その利用料等の対価が指定管理者に帰属する場合、当該利用料等に対するインボイスは指定管理者が利用者に対して発行することとなり、地方公共団体にはインボイスの交付義務は発生しません。



※地方公共団体が仕入税額控除を受けたい場合は、指定管理者に対し、指定管理料に係るインボイスの交付を求めることも可

#### Q50 消費税申告義務に係る税負担や事務負担が大きいので、インボイス対応は不要という判断も可能ですか。

A. 地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができません。この場合、当該事業者は仕入税額控除が出来ず、消費税の負担額が、区分記載請求書等保存方式と比較して増加することとなります。

現在免税事業者である特別会計は、インボイスに対応することで課税事業者となり、新たに消費税の申告義務が発生することにより、税負担や事務負担が発生しますが、上記のように、公的機関である地方公共団体がインボイスに対応しないことにより、事業者に負担が生じることを踏まえると、原則としてインボイスに対応することが適切です。

消費税の申告については、簡易課税制度の適用を受けることができるほか、免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合に、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間においては、納付税額を、その課税期間における売上げに係る消費税額の2割とすることができ

ることとする事務負担軽減の経過措置が設けられています。また、事務負担軽減にあたっては、[Q6]のとおり、一定規模の事業者については税込1万円未満の取引についてインボイスの保存が不要とされる少額特例も設けられていますので、買手として受領したインボイスを必ずしも保存しなくてよい場合もあります。

**Q51 市営バスや交通船は1回の取引が3万円未満であり、公共交通機関特例の適用対象のためインボイス対応は不要ですか。**

A. 地方公共団体の特別会計がインボイス対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は、当該仕入れについて、仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加しますので、上記負担を防ぐ観点から、インボイス対応が必要です。

この点、市営バスの貸切りや、課税事業者によるフリーバスの購入等、消費税課税売上の中で1回当たりの取引額が3万円を超えるようなものがあり得るほか、市営バスにおける車体や車内での広告掲載料等については、公共交通機関特例の適用対象外であるため、インボイス対応が必要となります。

なお、[Q38]のとおり、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送についてはインボイスの交付義務が免除されるため、その場合には、インボイスの交付は不要です。

**Q52 上水道及び下水道の料金徴収において、媒介者交付特例を適用する場合、上水道料金及び下水道料金のそれぞれで、消費税額を端数処理してもよいですか。**

A. 原則として、一のインボイスにつき、消費税の端数処理は税率の異なるごとに1回となっています。ただし、それぞれ適格請求書発行事業者として登録している上水道事業及び下水道事業分を一緒に請求する場合は、各会計ごとに端数処理して計算することも可能です。

**Q53 水道事業が下水道事業の料金徴収を行う場合、2つの登録番号を併記するのですか。**

A. 水道事業が下水道事業の料金徴収を併せて行う場合のインボイス対応については、  
① 媒介者交付特例により、水道事業が自身の登録番号等を記載したインボイスを交付  
② 代理交付により、水道事業が自身と下水道事業の登録番号等を併記したインボイスを交付  
の選択肢がありますが、各地方公共団体はどちらも選択可能です。

なお、水道事業及び下水道事業は適格請求書発行事業者である必要があります。

**Q54 水道事業会計と下水道事業会計が媒介者交付特例や代理交付により、1枚の検針票で双方の取引を記載する予定です。この場合、適格返還請求書の交付義務が免除される「対価の返還等が税込1万円未満であるか否か」の判定は会計ごとに行ってよいですか。**

A. 一義的には、上水道、下水道それぞれの会計ごとに1万円未満の取引であるか否かの判断をするものと考えられます。

なお、従前から対価の返還を行った場合に書類等を交付しており、システム等で、対価の返還が生じた際に適格返還請求書の要件を備えた書類を作成できるような環境であれば、売上げに係る対価の返還等の金額が1万円未満であっても、一律に適格返還請求書を交付するといった対応も可能ですので、買手の利便性等を考慮の上、適格返還請求書を交付するか否かをご検討ください。

**Q55 代理交付の場合、受託者は適格請求書発行事業者である必要はありますか。また、交付したインボイスを保存する義務がありますか。**

A. 代理交付の場合、受託者は委託者のインボイスを代わりに交付しているだけであるため、受託者は適格請求書発行事業者である必要はなく、交付したインボイスの写しの保存義務が受託者に対して生じることはありません。

**Q56 1年分の料金を月払いで口座振替等により徴収する取引において、年度初めに1年分の振替予定額を通知しています。当該通知書をインボイスとすることは可能ですか。**

A. 1年分の予定額を事前に通知することに問題はなく、必要記載事項を満たしていればインボイスとして扱うことが可能です。

なお、年度途中の解約等により、振替予定額と実際の振替額が異なることとなった場合、その差額分について、修正した適格請求書の発行が必要となります。

※ 修正した適格請求書については、国税庁Q&Aの間32、33等もご参照ください。

**Q57 使用料等の督促状や催告書はインボイスの対象となりますか。**

A. 督促や催告は新たな課税取引ではありませんので、督促状や催告書がインボイスの必要記載事項を満たしている必要はありません。

## IV. その他

### Q58 インボイス対応のための地方公共団体のシステム改修について、国庫補助金はありますか。

- A. インボイス対応のためのシステム改修に対する地方公共団体向けの国庫補助金については、他省庁のものも含め、現時点ではありません。

### Q59 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Tax により行うことができますか。

- A. 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Taxホームページ(政府共通NW・LGWAN用)  
(<http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/>)のe-Taxソフト(WEB版)により行うことができます。

なお、事前準備及び登録申請データの作成・送信方法をまとめたマニュアルも用意されています。

(参考)「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル(e-Taxソフト(WEB版ver.))」(PDF形式)

([http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/fushou/tekikaku\\_manual.pdf](http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/fushou/tekikaku_manual.pdf))

### Q60 e-Tax を行うための事前準備は、全ての会計単位で行う必要がありますか。

- A. [Q59]の事前準備は、今までe-Taxを利用したことがない場合にのみ行うものですので、既に消費税の申告等でe-Taxを利用されているのであれば、事前準備は不要です。

### Q61 適格請求書発行事業者の登録申請の際、「法人番号」欄には何を記載すればよいですか。

- A. 「法人番号」欄は、一般会計及び特別会計のいずれの場合であっても、その地方公共団体の法人番号を記載してください。

### Q62 適格請求書発行事業者登録の公表事項である名称とインボイスに記載する名称は一致しなければなりませんか。

- A. 適格請求書発行事業者登録を受けた名称とインボイスに記載する名称は、完全に一致しなければならないものではなく、登録を受けた会計が発行したものであることが特定できるものであれば問題ありません。

例えば、一般会計の場合、納入通知書等で「〇〇市長 △△△△」や「〇〇県立体育館」等の記載がされていれば、一般的に、当該地方公共団体が発行したものであることは分かると思われま。また、特別会計の場合にも、必ずしも特別会計の名称と完全に一致していなくても、例えば登録した電話番号が記載されているなど当該特別会計が発行したものと分かる記載がされていれば構いません。

### Q63 インボイス対応したものの、課税売上げが全くなく、納付すべき税額がないことも想定されますが、その場合でも消費税の申告は必要ですか。

- A. 国内における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付すべき消費税額がない課税期間については、確定申告の義務が免除されており、申告の必要はありません。

### Q64 キャッシュレス決済や指定納付受託者制度、私人への収納事務委託といった方法により他者を介して料金を徴収している場合、インボイスを交付するのは、地方公共団体と料金徴収を行っている他者(決済代行会社等)のどちらですか。

- A. 決済代行会社、指定納付受託者や収納事務を受託した私人は一時的に料金を徴収しているだけ

であり、商品やサービスの販売者は地方公共団体ですので、インボイスは地方公共団体が発行すべきものです。なお、媒介者交付特例や代理交付で、決済代行会社等が地方公共団体が変わって交付することも可能ですが、いずれの場合も、地方公共団体はインボイス対応している必要があります。

**Q65 研修会等への国税職員の講師派遣はどのように申し込むのですか。**

A. 地方公共団体等の事務所の所在地を管轄する税務署に申し込むこととなります。まず各税務署の代表番号へ電話し、音声案内に従い「2」を選択すると各税務署の受付担当に繋がるので、「インボイス制度の研修会について、講師派遣を依頼したい」旨をお伝えください。その後、税務署へ希望日等の連絡をしてください。その際、担当者から指示があれば「講師派遣申込書」を提出してください。

- 各税務署の代表番号は、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

- 複数の地方公共団体等が合同で研修会を行う場合は、取りまとめを行う団体の事務所の所在地を管轄する税務署に申し込んでください。